

区 分	物 質 名
	6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類
4 引火性の物	<p>1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下30度未満の物</p> <p>2 ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下30度以上零度未満の物</p> <p>3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）その他の引火点が零度以上30度未満の物</p> <p>4 燈油、軽油、テレビン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物</p>
5 可燃性のガス	（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15度、1気圧において気体である可燃物のものをいう。）

(資料7)

消防法に基づく危険物

分類	名称	危険物の種類
第1類	酸化性固体 (塩素酸塩類、無機過酸化物等)	燃焼の際の酸素供給源となり、可燃物の燃焼を促進させる物質で多くは不燃性であるが、加熱、摩擦、衝撃、によってそれ自体爆発する危険がある。また燃焼性のある物質は、それ自体の燃焼危険のほかに加熱などによる爆発、異常反応などの危険がある。
第2類	可燃性固体 (マグネシウム粉、金属粉等)	燃えやすい性状のある常温で固体の物質であるが、燃焼の際、亜硫酸ガス等有害なガスを出すものがある。また、この類に属する物質を粉状で取り扱う場合は、これを空気中に浮遊させると粉じん爆発を起す危険がある。
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質 (カリウム、ナトリウム等)	水と接触すると化学反応を起し、種々の危険をもたらす物質で、水と接触すると直ちに発火するもの、可燃性ガスを出すもの、多量の熱を出すものがある。
第4類	引火性液体 (ガソリン、灯油等)	可燃性の液状物質で、水より軽く、水に溶けず、また蒸気は空気より重いものが多く各種の危険がある。
第5類	自己反応性物質 (有機過酸化物ニトロ化合物等)	酸素を含有する可燃性の物質で、他から酸素の供給を受けなくても燃焼する物質。加熱、摩擦、衝撃で爆発する。
第6類	酸化性液体 (過酸化水素、硝酸等)	強い酸類で、酸化性を持つ物質で、それ自体不燃性であるが可燃物と接触しているとそれを発火させたり、水と混合すると激しく発熱し、また、分解して刺激性の強い有害なガスを発生するものである。

(資料8) 特定化学物質の規制内容

詳細は、特定化学物質等予防規則の冊子より記載する。

(4) 特定化学物質等障害予防規則

令区分		(製造禁止物質)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	第一類物質	1	2	3	4
規制法	物質名		黄リンマッチ	ベオシンジソジジン塩	四アミノジエニル塩	アモサイト	クロシドライト	四ニトロジフェニル	ビス(クロロメチル)	ベーターナフチルアミ	ベンゼンゴムのり		ジカルベントジン	アルファーナフチルアル	塩素化ビフェニル	オルトトリジン塩
	禁 止 物 質		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第 1 類 物 質												○	○	○	○
	特 定 第 2 類 物 質															
	第 2 類 物 質															
	オーラミン等															
	物 質 管 理 第 2 類 物 質															
	第 3 類 物 質															
	第 3 類 物 質 等															
	特 別 管 理 物 質												○	○	○	○
労 動 安 全 諸 法	14 作業主任者の選任	製 造											○	○	○	○
		取 扱 い											○	○	○	○
	55 製 造 等 の 禁 止		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	56 製 造 の 許 可												○	○	○	○
	57 表 示												○	○	○	○
	59 労働衛生教育(雇入時)												○	○	○	○
特 定 化 学 物 質 等 障 害 予 防 規 制	67 健 康 管 理	対 象		○		○			○	○						
	手 帳	要 件		3ヶ月		(注)6	(注)6		3年3ヶ月							
	3 第 1 類 物 質 の 取 扱 い 設 備												○	○	○	○
	4 特 定 第 2 類 物 質 等 の 製 造 に 係 る 設 備	密 封 式														
	5 特 定 第 2 類 物 質 ま た は 管理第2物質に係る設備	密 封 式														
	7 局 排 の 性 能												制	制	0.5 mg/m³	制
特 定 化 学 物 質 等 障 害 予 防 規 制	9 用 後 处 理	除 ジ ん											○	○	○	○
	12 装置の設備	排 ガ ス														
		排 液														
		残 し 物 处 理														
	12の2 ぼろ等の処理												○	○	○	○
	第4章 漏えいの防止															
特 定 化 学 物 質 等 障 害 予 防 規 制	21 床 の 構 造												○	○	○	○
	24 立入り禁止の措置												○	○	○	○
	25 容 器 等												○	○	○	○
	36 作業環境の測定	実 施											○	○	○	○
		記録の保存											30	30	3	30
	36の2 測 定 結 果 の 評 価															
特 定 化 学 物 質 等 障 害 予 防 規 制	37 管 理 濃 度														0.1 mg/m³	
	37 休 憩 室												○	○	○	○
	38 洗 净 設 備												○	○	○	○
	38の2 飲 食 等 の 禁 止												○	○	○	○
	38の3 揭 示												○	○	○	○
	38の4 作 業 記 録												○	○	○	○
特 定 化 学 物 質 等 障 害 予 防 規 制	第5章の2 特 別 規 制															
	39 健 康 診 斷	雇入れ、定期配転後		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
		記録の保存		5	5	5	5	5	5	5	5		○	○	○	○
	40 緊 急 診 斷												30	30	5	30
	42 記 録 の 報 告												○	○	○	○
	53												○	○	○	○

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。

2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、次のものである。

3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

物質の性状	制御風速
ガス状のもの	0.5m/sec
粒子状のもの	1.0m/sec

その1

4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。

定期健康診断の〇印は6月以内ごとに1回行う。但し*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

6 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚の陰影があること。

※のエントリには、6月以内に1回行う必要がある。

その 2